

『緊急時バックアップセンター』のご案内【令和4年10月1日開設】

ご家族等の介護者が、急病や事故等で支援ができなくなった場合のような、突発的な緊急事態に対して迅速に対応するため、事前に対象者の情報を把握・登録した上で、昼夜を問わず、年間を通じて緊急事態に備え、令和4年10月1日に開設します。

緊急事態が発生した際には、事前の登録情報に基づいて、緊急時バックアップセンターに配置されたコーディネーターが、短期入所等の障害福祉サービス事業所や緊急でホームヘルパーを派遣する「専門サポーター」と連携し、適切にサービスが利用できるよう支援します。

◆◆◆ 事前登録のできる方 ◆◆◆

北沢地域にお住いの方で、以下のいずれかに該当する方

- (1) 65歳未満の障害のある方
- (2) 障害福祉サービス受給者証を所持している方

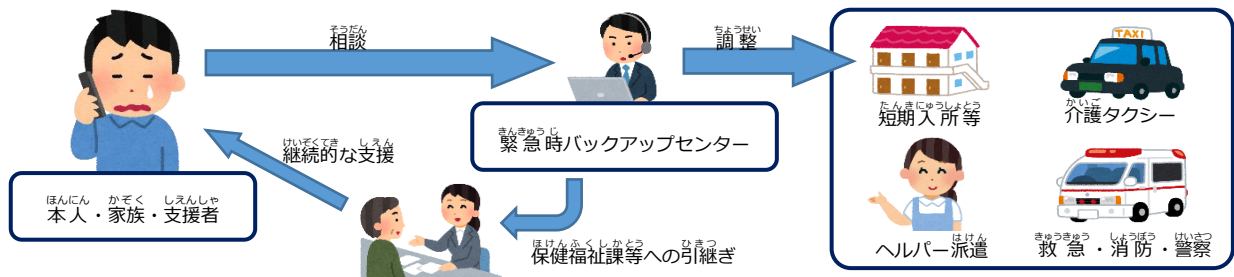
◆◆◆ 利用までの流れ ◆◆◆

- (1) 事前登録【事前登録は、10月1日以前も受け付けています。】

お住いの地域の保健福祉センター保健福祉課に登録届出書を提出してください。
登録情報を区から緊急時バックアップセンターに提供し、緊急時の支援に役立てます。(※1)

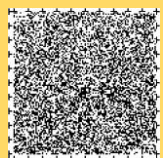
- (2) 緊急時の相談【24時間365日対応】

緊急時バックアップセンターに電話で相談してください。
コーディネーターが、一時的な支援施設やヘルパー派遣等の調整・手配を行います。(※2)



※1 事前登録で得た個人情報、世田谷区が定める個人情報保護条例に基づき取り扱います。

※2 相談内容の緊急性により、順番が前後することがありますので、あらかじめご了承ください。



緊急時バックアップセンターの利用に関する Q&A

Q. どのようなときに、相談ができますか？

介護されているご家族等の方に緊急事態が発生し、残された本人が生活を維持できない場合などにご相談ください。短期入所等の利用やホームヘルパーの派遣などの一時的な支援を受けることができます。

【緊急時の例】

- 自宅内での転倒等により、身動きが取れなくなりました。
- 火災等によって、本人が生活する場所を失ってしまいました。
- ご家族や支援者が緊急入院となり、一人で自宅に残されてしまいました。
- ご家族や支援者が親族の葬儀等の手配のため、介護ができなくなった。



緊急時バックアップセンターが、緊急事態の詳細や代替手段の有無等を確認のうえ、緊急性を判断いたします。短期入所等の利用を確約するものではありませんので、ご注意ください。

Q. 事前登録の手続きはどのように進めたらいいですか？

区のホームページに添付している登録届出書をご記入のうえ、お住いの地域の保健福祉センター保健福祉課までご提出ください。事前登録は、10月1日以前も受け付けています。

※区ホームページのトップページにて 検索 と検索していただくと、「緊急時バックアップセンター」のページに移動します。

お身体の状況等により、登録届出書の記入が困難な場合は、下記問合せ先までご相談ください。

◆◆◆ 問合せ先 ◆◆◆

世田谷区障害福祉部 障害施策推進課 計画担当

電話 03-5432-2958

FAX 03-5432-3021

